

(第1回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 7年12月23日																				
契約業者名	常総開発工業(株)																				
契約業者の住所	茨城県神栖市賀2108-8																				
工事の名称	R6東関道青沼地区改良工事																				
工事場所	茨城県行方市青沼地先																				
工事種別	一般土木工事																				
工事概要 (変更した内容について記述する)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">道路改良</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">1式</td> </tr> <tr> <td>道路土工</td> <td style="text-align: right;">1式</td> </tr> <tr> <td>掘削工(ICT)</td> <td style="text-align: right;">1式</td> </tr> <tr> <td>掘削(ICT)</td> <td style="text-align: right;">18,500m³</td> </tr> <tr> <td>路体盛土工</td> <td style="text-align: right;">1式</td> </tr> <tr> <td>路体盛土</td> <td style="text-align: right;">230m³</td> </tr> <tr> <td>路体盛土工(ICT)</td> <td style="text-align: right;">1式</td> </tr> <tr> <td>路体盛土(ICT)</td> <td style="text-align: right;">16,800m³</td> </tr> <tr> <td>路床盛土工(ICT)</td> <td style="text-align: right;">1式</td> </tr> <tr> <td>路床盛土(ICT)</td> <td style="text-align: right;">8,100m³</td> </tr> </table>	道路改良	1式	道路土工	1式	掘削工(ICT)	1式	掘削(ICT)	18,500m ³	路体盛土工	1式	路体盛土	230m ³	路体盛土工(ICT)	1式	路体盛土(ICT)	16,800m ³	路床盛土工(ICT)	1式	路床盛土(ICT)	8,100m ³
道路改良	1式																				
道路土工	1式																				
掘削工(ICT)	1式																				
掘削(ICT)	18,500m ³																				
路体盛土工	1式																				
路体盛土	230m ³																				
路体盛土工(ICT)	1式																				
路体盛土(ICT)	16,800m ³																				
路床盛土工(ICT)	1式																				
路床盛土(ICT)	8,100m ³																				
工期(自)	令和 7年 3月 1日																				
工期(至)	令和 8年 3月31日																				
変更前の契約金額	149,160,000円(税込み)																				
変更金額	+ 167,090,000円(税込み)																				
変更後の契約金額	316,250,000円(税込み)																				
変更理由	<p>1. 地盤改良工 1) 関係機関協議により終点側における進入路の使用が不可能となった。始点側の工事用道路に急勾配箇所があり大型車の通行が困難である。早期に工事用道路を確保するため、固結工を追加する。 2) 現地精査の結果、搬入土が路床盛土材として使用できないことが判明したため、自走式土質改良工を追加する。</p> <p>2. 排水構造物工 1) 関係機関協議により終点側における進入路の使用が不可能となった。始点側の工事用道路に急勾配箇所があり大型車の通行が困難である。早期に工事用道路を確保するため、管渠工を追加する。 2) 現地精査の結果、動態観測区間の沈下が収束したことが確認されたため、集水桝・マンホール工を増工する。</p> <p>3. 伐木工 関係機関協議により終点側における進入路の使用が不可能となった。始点側の工事用道路に急勾配箇所があり大型車の通行が困難である。早期に工事用道路を確保するため、伐木工を追加する。</p> <p>4. 構造物撤去工 現地精査の結果、施工範囲内で支障物が確認されたため、構造物取壊し工を追加する。</p> <p>5. 仮設工 設計照査の結果、地盤改良工・排水構造物工の施工に伴い作業ヤード整備工を追加する。</p>																				